

JBO 審査の概略

関 康弘

JIO は、日本歯科矯正専門医認定機構（JBO）を立ち上げ、国民の方々が安心して矯正治療を委ねられる歯科矯正専門医の認定作業を行っています。

これまで **2004 年 12 月**に JBO 第一回認定審査が開始され、**2007 年 10 月**には第四回認定審査が行われました。現在、JIO 認定歯科矯正専門医は **45 名**になります。

歯科矯正臨床に関する十分な専門的知識と技量を有する者の認定基準詳細については、JIO ホームページ「認定審査要綱」をご覧ください。

現在、臨床能力評価方法は、**(1) 100 症例**治験例中の **5 症例**評価と、**(2) 指定 10 未治療症例**評価による方法の **2 つ**により行われています。

(1) 100 症例中 5 症例評価

はじめに申請者から治験例 **100 症例**のリストを提出していただき、その中から審査委員が選択した **5 症例**につき評価を行います。

1. 症例審査

指定された **5 症例**につき、治療前後が確認できる所定の資料ならびに自己評価表を提出していただき、「認定審査要綱：症例評価の基準」に定める客観的評価方法に基づいて矯正臨床能力の評価を行います。

2. 口頭試問

指定された **5 症例**につき、第三者委員（医師・一般歯科医・医療消費者団体の代表など）を交えて口頭試問を行います。口頭試問では、申請者の臨床に対する姿勢などを総合的に評価致します。

* 歯科矯正医認定用治験例 **100 症例**リストについて

原則として本人が主として勤務する医院または病院矯正歯科において治療した症例とし、以下の条件を満たす必要があります。

- 1) 動的治療を終了した永久歯列期の症例であること
- 2) 成長期の症例を含むこと
- 3) できるだけ多様な咬合形態の症例を含むこと
- 4) 治療法（抜歯、非抜歯、外科症例等）に偏りのないこと

(2) 指定 10 未治療症例による評価

症例数を確保できない開業医や、歯科矯正専門の診療所または病院歯科矯正科に勤務している会員を対象に、下記の条件を満たす **10 未治療症例**を呈示し、JBO 認定審査委員会の了承を得ることで、「指定 **10 未治療症例**評価」による審査を受けることができます。来院毎の口腔内写真採取を要し、**1 年**毎の JIO 学術大会総会で **2 回**、治療経過のプログレス資料提示を行い、**2 年**後の審査時に治療終了に到った症例につき臨床能力評価を行うものです。臨床能力評価は、提出資料の審査及び口頭試問、筆記試験により行う方法で、**(1) 100 症例中 5 症例**評価による審査方法と全く同様ですが、指定 **10 症例中 7 症例**の合格を必要とします。

- 1) 永久歯列期の症例であること
- 2) 申請時において治療開始後の半年以内であること
- 3) 成長期の症例を含むこと
- 4) できるだけ多様な咬合形態の症例を含むこと
- 5) 治療法（抜歯、非抜歯、外科症例等）に偏りのないこと

既に認定審査も **4 年**の実績を積み上げてきましたが、本大会では実際に認定審査を受けられた **2 名**の先生から御登壇いただいて申請者から見た審査の実態をご報告いただくことにいたしました。

関 康弘（せき やすひろ）先生

せき矯正歯科医院（魚津市）院長